

# NEC

プロジェクターSupportPack

ご利用の手引き

(第1版)

2015年 6月

日本電気株式会社

パッケージの中身を確認してください。

「プロジェクターSupportPack」の内容物は、以下の通りです。内容物がすべて揃っているか、ご確認をお願いいたします。万一不足している場合は、すみやかにご購入元までご連絡ください。

本パッケージの内容物

1. プロジェクターSupportPack 製品シリアル No カード
2. プロジェクターSupportPack ご利用の手引き(本冊子)

## はじめに

このたびは日本電気株式会社(以下「NEC」といいます。)ハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「プロジェクターSupportPack」をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本書にはプロジェクターSupportPackにて提供されるサービス内容、サービス条件およびサービスの開始に必要なお客様登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

「ご利用の手引き」の内容に同意できることをご確認ください。

同意できない場合には、プロジェクターSupportPackをお買い上げ後14日以内にお買い上げいただいたご購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに代金をお返しいたします。

サービス内容とサービス期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。一度申し込まれたサービス期間の延長はできませんのでご注意ください。

プロジェクターSupportPackに基づくハードウェアメンテナンスサービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいたプロジェクター本体の保証開始日(ご購入日)からご購入されたプロジェクターSupportPackの年数(3年間/4年間/5年間)です。

お客様がプロジェクターSupportPackに基づくハードウェアメンテナンスサービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

プロジェクターSupportPack 1パッケージにつきサービスを受けられるプロジェクターの台数は1台とします。

ご購入いただいたプロジェクターSupportPackのサービス条件をご確認ください。

次の各号の場合は、お客様による取外し、取付が必要となります。

- (1) プロジェクターSupportPack(引取修理エコノミー)をご利用の場合
- (2) プロジェクターSupportPack(引取修理エコノミー)以外をご利用の場合であって、設置高が条件を満たさない場合
- (3) プロジェクターSupportPack(引取修理エコノミー)以外をご利用の場合であって、サービス設置方法以外の方法でサービス対象製品が設置されている場合
- (4) 純正金具を使用した設置でない場合

弊社ホームページ掲載の「プロジェクターSupportPack 対象機種一覧」に記載されている内容をよくご確認ください。ここには本サービスの対象となる装置名等が記載されています。

サービス対象機器と、プロジェクターSupportPackの型番が一致しているかどうかあらかじめご確認ください。

掲載場所 : [http://www.nec-display.com/jp/support/projector/pjspack\\_model.html](http://www.nec-display.com/jp/support/projector/pjspack_model.html)

お電話の場合: サポートパック登録受付センター 03-3454-6818

対応時間 9:00~17:00 月~金(国民の祝日、法律に定める休日は除く)

## **1. 【重要】本サービスを受けるための登録申請をお願いします。**

プロジェクターSupportPack に基づくハードウェアメンテナンスサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくには、事前にインターネットでお客様の情報を登録していただくことが必要です。

詳細は、「ご利用の手引き」第 2 章をご覧ください。

なお、登録にはプロジェクターSupportPack の製品シリアル No が必要です。

パッケージに同梱されているプロジェクターSupportPack 製品シリアル No カードを参照して間違いのないように登録してください。

プロジェクターSupportPack 製品シリアル No カードは紛失すると登録ができなくなりますのでご注意ください。

登録完了後、「プロジェクターSupportPack 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

## **2. インターネットからの登録申請について**

下記、サポートパック登録ホームページから本サービスの登録申請をしてください。

<http://supportpack.nec.co.jp>

※ご注意

サポートパック登録ホームページから登録申請を行うには E-mail アドレスが必要です。

### **■ 初めてご利用になる方**

「ログイン情報登録」ボタンをクリックしてください。

ご利用 ID(E-mail アドレス)とパスワードを設定し、連絡先を入力します。

(詳細は画面をご覧ください)

以降、サポートパックの登録を行うことが可能となります。

ご利用のサポートパック種別を選択し、プロジェクターSupportPack 製品シリアル No カードとサポート対象機器の保証書を参照の上、必要情報を入力願います。

### **■ 既にご利用 ID(E-mail アドレス)とパスワードをお持ちの方**

ご利用 ID(E-mail アドレス)とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

ご利用のサポートパック種別を選択し、プロジェクターSupportPack 製品シリアル No カードとサポート対象機器の保証書を参照の上、必要情報を入力願います。

以下は登録画面のイメージです。(画面は予告無く変更する場合があります)  
登録画面の案内に沿って必要事項を入力してください。

support pack

SupportPackのご案内 ExpressSupportPack プログラム/プロダクトのご登録 推奨環境 登録に関するお問合せ先

## NEC サポートパック登録ホームページ

このホームページでは、以下のサポートパックの新規登録と登録内容の確認を行うことができます。

- ・PC98-NXSeriesSupportPack
- ・ExpressSupportPack
- ・PrinterSupportPack

◆SSL対応ブラウザの方はこちらをクリックしてください。(暗号化通信によりセキュリティが向上します)

### お知らせ

- Webよりご登録/お直し事項
- EXP5800V/パック01#724-8500-202)  
ExpressSupportPack G2のご登録 ⇒ 登録受付センターへ郵送願います。  
ExpressSupportPack G2のご登録 ⇒ 登録受付センターへ郵送願います。
- 契約のご継続 ⇒ 登録受付センターへ郵送願います。
- 契約内容(住所、連絡先等)のご変更 ⇒ 登録受付センターへ連絡願います。

### 既にご利用ID(E-mailアドレス)とパスワードをお持ちの方

ご利用のサポートパック種別を選択し、お客様登録カード(お客様登録シート)とサポート対象機器の保証書を参照の上、必要情報を入力願います。

●ご利用ID(E-mailアドレス):

●パスワード:

※パスワードを忘れてしまったら

●このホームページ

ご利用ID(E-mailアドレス)とパ

●ご利用ID(E-mailアドレス):

### SupportPack - ログイン情報登録ページ

ログイン情報(連絡先)

ログイン情報

- E-mailアドレス: nichiden\_taro@nec.com (半角) ※ E-mailアドレスがご利用IDとなります
- 再入力: nichiden\_taro@nec.com (半角) ※ 確認のためにE-mailアドレスを再入力してください
- パスワード: \*\*\*\*\* (半角)
- 再入力: \*\*\*\*\* (半角) ※ 確認のためにパスワードを再入力してください

連絡先

ここで登録された内容に関して、NECからお問い合わせする場合は連絡先となります。

- 法人・団体名: 日電商事 ※ 個人のお客様は「個人」と入力してください
- お名前: 日電太郎
- 電話番号: 03-3454-1111 (半角) ※ (市外局番)-(市内局番)-(下4桁)を入力してください

秘密の質問

パスワードを忘れた際に確認を行う為の「秘密の質問」を設定します

- 秘密の質問: 運転免許証番号の下5桁は? ▼
- 質問の答え: 13245

登録確認 戻る

本サービス期間中は、ご利用ID(E-mailアドレス)とパスワードによりお客様はご自身の登録内容の確認と変更が可能です。

登録に関して不明点がございましたら、以下のメールアドレスまたは電話番号にお問い合わせください。

サポートパック登録受付センター

e-mail: SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号: 03-3454-6818 受付時間 9:00~17:00 月~金

(国民の祝日、法律に定める休日は除く)

# 目次

第1章 プロジェクターSupportPack とは	7
1. 対象機器	7
2. プロジェクターSupportPack と標準保証	7
2.1 標準保証	7
2.2 プロジェクターSupportPack	7
3. 本サービスの実施曜日と時間	7
4. 本サービスの詳細	8
5. 本サービスの提供期間	8
第2章 登録申請	8
1. 登録申請の手順	8
1. インターネットによる登録申請	9
2. 機器管理ラベル	9
第3章 サービスの内容および条件	9
1. 本サービスの範囲	9
2. 契約外作業	10
3. 再委託	10
4. 保守作業時間帯	10
5. お客様の負担する費用	10
6. 設置場所への立入等	10
7. 責任の制限	11
8. 老朽化装置の取扱い等	11
9. 交換部品の所有権	11
10. 設置場所の変更	11
11. 秘密保持	11
12. 本サービスの提供の中止	11
13. 損害賠償	12
14. 反社会的勢力排除条項	12
15. 合意管轄	12
16. 本サービスの利用中止	12

# 第1章 プロジェクターSupportPack とは

プロジェクターSupportPack とは、NEC ディスプレイソリューションズ株式会社が製造し、NECが販売するプロジェクター製品(以下「プロジェクター」といいます。)のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品です。

本書に定める条件に従ってプロジェクターSupportPack をご利用いただくことにより、本書に定めるプロジェクターのハードウェアメンテナンスサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくことができます。

プロジェクターSupportPack は法人ユーザ様向けの商品です。

## 1. 対象機器

本サービスの対象機器は、NECディスプレイソリューションズ株式会社ホームページ「プロジェクターSupportPack対象機種一覧」に掲載されており、第2章に記載された登録手続きに基づきNECに登録され、かつ日本国内に設置されたプロジェクター本体(以下「対象機器」といいます。)です。(掲載場所 : [http://www.nec-display.com/jp/support/projector/pjspack\\_model.html](http://www.nec-display.com/jp/support/projector/pjspack_model.html))

## 2. プロジェクターSupportPack と標準保証

### 2.1 標準保証

対象機器には製品ごとにご購入後1年間の保証期間を設定しています。

この保証期間内に、万一ハードウェアが故障した場合、保証規定に基づき無料で修理をいたします。詳細はお客様がご購入された対象機器に添付されている「保証書」をご確認ください。

(ご注意)

商品に添付されている保証書に、ご購入元またはNECの捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。

### 2.2 プロジェクターSupportPack

プロジェクターSupportPackは、標準保証内容をさらに充実させ、対象機器購入後、最長5年間まで本サービスをお客様に提供するためのパッケージ製品です。

サービス名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
標準保証(無償修理)	引取修理				
プロジェクター SupportPack (本サービス)	3年間 Pack	引取修理			
	4年間 Pack	引取修理			
	5年間 Pack	引取修理			

プロジェクターSupportPack の有効期間は対象機器ご購入時(標準保証開始日)を起点といたします。

## 3. 本サービスの実施曜日と時間

品名	引取曜日、時間
プロジェクターSupportPack (引取修理エコノミー)	月～金 8:30-17:30
プロジェクターSupportPack (引取修理 設置高2m未満)	土日を含めた週5日間 8:30-21:00
プロジェクターSupportPack (引取修理 設置高3m未満)	土日を含めた週5日間 8:30-21:00

サポートパック種別が「引取修理 設置高2m未満」「引取修理 設置高3m未満」の場合は、

\* 土日を含めた週5日から実施曜日を指定できます。

\* 5日間の中に祝日が入った場合もサービスを実施します。

\* 引取曜日を指定なさらない場合、月曜日から金曜日を引取曜日とします。

## 4. 本サービスの詳細

お客様からの対応依頼を受け付け、修理が必要と判断した場合、翌日以降に障害対応を実施致します。

品名	障害対応方法	サービス対象設置方法
プロジェクターSupportPack (引取修理エコノミー)	翌日以降に引取便が障害品を引取 (取付/取外しはお客様作業)	取付/取外しサービスなし
プロジェクターSupportPack (引取修理 設置高2m未満)	翌日以降に保守員が取付/取外し作業を 実施の上、障害品を引取	据置・壁掛
プロジェクターSupportPack (引取修理 設置高3m未満)	翌日以降に保守員が取付/取外し作業を 実施の上、障害品を引取	天吊・壁掛

設置高が条件を満たさない場合、またはサービス対象設置方法以外の方法で設置されている場合、純正金具を使用した設置でない場合は、お客様による取外し、取付が必要となります。

## 5. 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた対象機器の標準保証開始日(ご購入日)から、ご購入されたプロジェクターSupportPackの年数(3年間/4年間/5年間)です。標準保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

## 第2章 登録申請

本サービスをご利用いただくには、NECへお客様の情報を登録していただくことが必要です。お客様の情報を登録していただくには、インターネットによる登録申請をしていただく必要があります。登録申請後、登録いただいたEメールアドレス宛に「プロジェクターSupportPack 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

NECでの登録が完了しましたら、別途ご登録者様宛に「登録完了のお知らせ」を郵送いたします。

「登録完了のお知らせ」の送付をもって、NECがお客様に対しプロジェクターSupportPackに基づく本サービスを行うことを承諾したものとします。

NECは、合理的な理由により承諾ができない事由が生じた場合には、NECが本登録申請を受け取った日から30日以内にNECが定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。この場合、お客様がプロジェクターSupportPackをお買い上げになったご購入元に当該承諾拒絶の通知と、領収書その他の購入を証明するものをご持参くだされば引き換えに代金をお返しいたします。

なお、本サービスを受けられる際には、「登録完了のお知らせ」に同梱される「機器管理ラベル」に記載の「機器管理番号」をサービス受付窓口へご連絡いただくことが必要となります。

### 1. 登録申請の手順

第1章および第3章をお読みいただきその内容に同意できることをご確認ください。

プロジェクターSupportPackご購入日から30日以内に下記の方法によりNECへの登録申請をしてください。

インターネットでの登録によりNECへの登録が完了しなければ、プロジェクターSupportPackに基づく本サービスの提供は開始されません。

万一当該期間内に登録申請をされなかった場合、お客様は、本サービスを受けられないことがあります。



## 1. インターネットによる登録申請

(1) 下記、サポートパック登録ホームページから本サービスの登録申請をしてください。

<http://supportpack.nec.co.jp>

(ご注意)

サポートパック登録ホームページから登録申請を行うには e-mail アドレスが必要です。

(2) インターネットによる登録申請をされると「プロジェクターSupportPack 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

(3) 「プロジェクターSupportPack 製品シリアル No カード」は対象機器の保証書と共に保管願います。

(ご注意)

保証書には、ご購入元またはNECの捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。

ご購入日の確認ができない場合、対象機器本体の製造番号と型番から特定されるNECの出荷月をご購入日とみなします。

## 2. 機器管理ラベル

対象機器の管理番号、本サービス依頼の連絡先を記載したラベルです。貼り付けられた機器が本サービスの対象であることを証明するものです。

登録完了後に登録住所に送付致しますので対象機器のよく見える場所に貼り付けて、はがれないようにご注意ください。

対象機器にラベルの添付がない場合、お客様は本サービスを受けられない場合がございます。

## 第3章 サービスの内容および条件

NECは、お客様が登録申請し、NECが登録承認をしたお客様のお持ちの対象機器に対し、以下に定める内容および条件で、本サービスを提供するものとします。

プロジェクターSupportPack をご購入いただいたお客様と本サービスの対象となる対象機器の所有者が異なる場合、お客様の責任において「プロジェクターSupportPack ご利用の手引き」の第1章および本章記載の内容につき対象機器所有者の承認を得ること、およびNECが本サービスを行うことができるよう必要な措置を取ることを条件として、NECは本サービスを提供するものとします。

### 1. 本サービスの範囲

#### ・障害原因切分けおよび特定

対象機器に故障が発生した場合、NECはお客様(またはNECへの障害発生の連絡をお客様から委託された第三者)からのご依頼により対象製品を引取り、ハードウェアの障害発生箇所を特定します(対象製品の取外し前の簡易検査において、消耗品の補充のみで障害の復旧が可能であると判明した場合を除きます。)

なお、障害原因の切分けを行った結果、当該障害がソフトウェアの不具合に起因すると判明した場合の対象機器の修理は、本サービスの範囲外とします。

#### ・障害復旧および報告

障害原因切分けおよび特定の結果、当該障害がハードウェアの不具合に起因すると判明した場合、NECは、障害復旧修理を行います。障害内容により、調査修理実施後、返却し、復旧後の確認、お客様への報告を行う場合もあります。修理に必要な部品代は、本サービスに含まれます。

ただし、交換用ランプおよびオプションレンズの代金、交換費はお客様負担となります。

## 2. 契約外作業

次の各号に定める作業(以下「契約外作業」といいます。)については、本サービスに含まれないものとします。

ただし、NECは、契約外作業の実施が必要で、また実施可能であるとNECが判断した場合には、お客様と別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行うことができるものとします。

- (1) 対象機器の移設および撤去に関する作業および立会い
- (2) お客様の要求による対象機器の改造
- (3) 対象機器の日常の清掃、点検および運転
- (4) 消耗品の供給等
- (5) 天災、地変その他NECの責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (6) NECが定める対象機器設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (7) お客様または第三者の不適切な使用または取扱いにより対象機器に生じた故障の修理
- (8) NECまたはNECが承諾した者以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する対象機器の事故の調査および故障の修理
- (9) 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- (10) 対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
- (11) お客様が「引取修理エコノミー」を利用する場合において、対象製品の取付/取外し作業および引取便による引取りが可能な状態への梱包等の作業
- (12) お客様が「引取修理エコノミー」以外の本サービスを利用する場合において、対象製品がサービス対象設置方法以外の方法で設置されている場合の取付/取外し作業

## 3. 再委託

NECは、自己の費用と責任で本サービスの提供にかかる作業の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。また、当該委託先は、自己が受託した業務を第三者に再委託できるものとします(以下NECから委託を受けた第三者および当該委託先から再委託を受けた第三者を「委託業者」と総称します。)

## 4. 保守作業時間帯

NECが本サービスに係る作業を実施する時間帯(以下「保守作業時間帯」といいます。)は第1章3. 本サービスの実施曜日と時間のとおりとします。

上記の規定にかかわらず、NECは、対象機器の故障の重要度、緊急度が大きいと自己が判断した場合には、お客様の承諾を得たうえで保守作業時間帯外であっても本サービスを提供できるものとします。この場合、お客様は、NECが別途定める契約時間外作業料金を支払うものとします。

## 5. お客様の負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客様の負担とします。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 通信費(ただし、NECからお客様への通信に要する費用を除きます。)
- (3) 本サービスを行うためNECまたは委託業者の技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当
- (4) 設置制限製品がサービス対象設置方法以外で設置されていた場合、設置制限製品を事前にサービス対象設置方法で設置する費用

## 6. 設置場所への立入等

- (1) お客様は、本サービスの提供を行うためにNECまたは委託業者の技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該技術員が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
- (2) お客様は、NECによる本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止するものとします。

## 7. 責任の制限

- (1) NECは、NECにより提供される本サービスの内容に瑕疵があった場合は、その瑕疵の治癒のために必要な作業を繰り返し実施するものとします。
- (2) (1)に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの内容の瑕疵に関してNECがお客様に負う責任の全てとします。
- (3) NECは、お客様による対象機器の不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器の稼働の停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅について、一切責任を負わないものとします。

## 8. 老朽化装置の取扱い等

NECおよびお客様は、本サービスの提供期間中であっても、対象機器が老朽化し正常な稼働の維持が本サービスの提供によっても不可能であるとNECが判断した場合、別途協議のうえ当該対象機器の今後の取扱いを決定するものとします。

## 9. 交換部品の所有権

本サービスの履行に伴って交換された故障部品(老朽部品を含みます。)の所有権は、全てNECに帰属するものとします。

## 10. 設置場所の変更

お客様は、対象機器の設置場所を変更する場合、NECが登録を完了したお客様に送付する「登録のお知らせ」に記載されたホームページ上で、変更日の14日前までに変更後の設置場所と変更日を登録する方法により連絡するものとします。

### 11. 秘密保持

- (1) お客様およびNECは、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの(以下「秘密情報」といいます。)については、本サービスの提供期間中のみならずその終了後も3年間は第三者(本章3.に基づきNECが委託業者に開示する場合を除きます。)に開示または漏洩してはならないものとします。
- (2) (1)の規定のもとNECから秘密情報の開示を受けた者は、この情報を本サービスの提供および向上の目的にのみ使用することができるものとし、また第三者に対して開示、漏洩してはならないものとします。
- (3) (1)にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
  - ① 被開示者が知得時に既に保有していた情報または公知であった情報
  - ② 被開示者による知得後、被開示者の責によらず公知となった情報
  - ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - ④ 被開示者が、相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- (4) NECは、お客様より登録いただいたお客様の情報を、本サービス提供期間中のみならずその終了後も、本サービスの提供およびその向上に利用する目的以外には使用せず、また第三者に対して開示または漏えいしてはならないものとします。

### 12. 本サービスの提供の中止

NECは、お客様が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 「プロジェクターSupportPack のご利用の手引き」記載の条件に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が是正されないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社整理、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立があされたとき
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (4) 事業の廃止または解散の決議をしたとき

(5) その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

### 1 3. 損害賠償

お客様は、本サービスに関連してNECの責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実に発生した直接かつ通常の損害に限りNECに請求できるものとします。

この場合、NECの負担する損害賠償の総額は、プロジェクターSupportPackの代金としてNECがお客様から受領した総合計金額を超えないものとします。

### 1 4. 反社会的勢力排除条項

- (1) お客様およびNECは、現在および将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員ではないことを表明し、保証するものとします。
- (2) お客様またはNECは、相手方が前項に定める表明保証に違反した場合には、相手方に対する催告なしに何らの損害賠償義務を負うことなく直ちに本契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとします。

### 1 5. 合意管轄

本サービスに関するお客様とNEC間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

### 1 6. 本サービスの利用中止

お客様が本サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、NECは、お支払いいただいた代金を返金いたしません。

